

- ・ 前述のサービス利用を自粛する利用者が代替サービス（訪問系サービス）を必要とする場合には、通所又は短期入所の介護サービス事業所は、居宅介護支援事業所等と密に連携の上、自らが既存人員等の活用等により訪問系サービスの提供を行うことを含め、円滑な代替サービス確保のために必要な対応を行うこと。

なお、通所又は短期入所の介護サービス事業所が自主的に休業する等の判断を行う際にあっても、利用者の代替サービス（訪問系サービス）の必要性を確認の上、上記と同様、円滑な代替サービス確保のために必要な対応を行うこと。

<神戸市からの依頼事項>

上記、兵庫県からの要請に加え、本市ではすでに令和2年4月3日福祉局長通知において以下の依頼を行っておりますので、あわせてご確認いただくとともに、引き続き対応をお願いします。

○通所系サービスの利用について

- ・ 複数の通所系サービスを現在利用されている市民の方に対して、利用者本人の状況やご家庭での介護の状況を考慮しつつ、出来るだけ1か所の通所系サービス利用とするよう呼びかけを行っています。

※なお、4月3日通知文に記載の①通知に関するQ A、②感染拡大防止・集団発生防止について、③マスク・消毒液について、④介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて、⑤雇用調整助成金について（新型コロナウイルスの影響を踏まえた対応）、⑥セーフティネット保証5号について（新型コロナウイルスに係る中小企業者対策）については国の通知文等を掲載していますので参考にしてください。

※また、新たに、令和2年4月7日の国通知「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について（その2）」【介護保険最新情報 vol. 810】において、福祉医療機構における融資制度の活用の記載がありますので、参考にしてください。

<参考>

- 新型コロナウイルスについて（神戸市ホームページ）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/coronavirus.html>

- 「神戸市ケアネット>13. その他お役立ち情報（主に事業者の方向け）>国等からの通知文及び介護保険最新情報」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kenko/fukushi/carenet/tsuchi/index.html>

<担当>

（全般及びマスク・消毒液に関することについて）

福祉局高齢福祉課 TEL：322-5219

（介護サービス調整に関することについて）

福祉局介護保険課 TEL：322-6228

（介護サービス事業所の人員基準や算定基準について）

福祉局監査指導部

TEL：322-6326（居宅通所系）

TEL：322-6242（施設系）

（サービスごとの連絡先の詳細は3/31 ファクス送信「組織改正について（お知らせ）」をご覧ください）